

千曲市公共工事に係る前金払取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、千曲市における公共工事の適正かつ円滑な執行を図るため、前払金の取扱いについて地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「法」という。）、千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号）（以下「規則」という。）及び千曲市建設工事事務処理規程（平成15年千曲市訓令第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2 前金払の対象となる工事は、法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という）の保証に係る建設工事（建設工事に関する設計及び調査を含む。）及び測量（以下「工事」という。）で、1件の契約金額が100万円以上のものとする。

(前金払の通知)

第3 前金払いの適用の有無については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び千曲市市財務規則（平成15年規則第31号）第106条の規定により公告又は同法施行令第167条の12及び同規則第117条の規定により通知するものとする。

(前払金の変更)

第4 前金払いをした後において、工事内容の変更等の理由により契約変更をした結果、請負金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加払し、又は還付させることができる。

2 前項の規定により、前払金を追加払し、又は還付させるときは、市長は請負人に対し保証事業会社と締結した保証契約を変更させ、変更後の保証契約証書の寄託を求めなければならない。

(前金払の用途制限)

第5 前払金は、当該前金払に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第6 契約者が次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 契約者が前払金をその目的以外に充てたとき。
- (2) 規則第128条の規定により契約を解除したとき。
- (3) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。